調　達　公　告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 27 日

鳥取県園芸試験場長　池　田　　隆　政

１　調達内容

（１）　業務の名称及び数量

鳥取県園芸試験場砂丘地農業研究センター深井戸水中ポンプ更新業務　一式

（２）　業務の仕様

入札説明書による。

（３）　契約期間

契約締結日から令和９年２月 26 日まで

（４）　入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その営業種目が機械器具類の農林水産機器又は工事用材料類の諸材料に登録されている者であること。

（３）　本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付発出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（６）本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。

（７）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

３　契約担当部局

鳥取県園芸試験場

４　入札手続等

（１）　入札の手続に関する問合せ先

〒689-2221　鳥取県東伯郡北栄町由良宿 2048
鳥取県園芸試験場
電話　0858-37-4211
電子メール engeishiken@pref.tottori.lg.jp

（２）業務の仕様に関する問合せ先
〒689-2103　鳥取県東伯郡北栄町田井 529
鳥取県園芸試験場砂丘地農業研究センター
電話　0858-36-2039
電子メール engeishiken@pref.tottori.lg.jp

（３）入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和８年 11 月 27 日（金）から同年 12 月４日（金）までの日にインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/engei/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間
令和８年 11 月 27 日（金）から同年 12 月４日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は午前９時から正午までとする。

イ　交付場所
（１）に同じ。

（４）　郵便等による入札
不可とする。

（５）　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時
令和８年 12 月 14 日（月）午後２時　即時開札

イ　場所
鳥取県園芸試験場第１本館１階小会議室

5　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和８年12月４日（金）正午までに持参又は郵送により４の（１）の場所に提出しなければならない。

（３）入札参加者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金
入札保証金は免除する。

（２）契約保証金
落札者は、契約締結までに契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（１）　入札の無効
２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政

令、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（２） 契約書（請書）作成の要否

要

ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。

（３） 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（４） 手続における交渉の有無

無

（５） その他

詳細は、入札説明書による。